

2026 年 8 月 27 日

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

【ニュージーランド向け輸出貨物】
クサギカメムシ（BMSB）規制に伴う書類ご提出のお願い

拝啓 時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ニュージーランド一次産業省（MPI）によるクサギカメムシ（BMSB）検疫強化に伴い、対象期間中のニュージーランド向け貨物につきまして、以下の通りご案内申し上げます。弊社では混載コンテナ全体の安全な輸送のため、【品目を問わずニュージーランド向けすべての混載貨物】を対象として、事前申告書のご提出を必須とさせていただきます。

お客様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

- 対象期間：2026 年 9 月 1 日 ～ 2027 年 4 月 30 日（出港日ベース）
- 提出期限：CFS CUT 1 営業日前 15 時まで
※期限までにご提出がない場合、お船積みできかねますので予めご了承ください。
- 提出先：asia_vn1@logix.co.jp
- 提出書類：以下のいずれか一点

＜規制対象外貨物（例：衣類、日用品、雑貨等）＞

提出書類：BMSB Fumigation Declaration for New Zealand（申告書）

＜規制対象貨物のうち新品（例：車両、機械類、車載パーツ、タイヤ等）＞

提出書類：Manufacturer's Declaration（製造者申告書）

※中古品の規制対象貨物に関しましては、熱処理又は燻蒸済みの場合でも受託ができません。

貨物が規制対象に該当するか判断が難しい場合は、あらかじめ現地 Consignee 様より MPI へ直接ご確認いただくか、Shipper 様にて農林水産省 HP 等をご確認いただけますようお願いいたします。

（MPI サイト: Importing vehicles, machinery, and parts | NZ Government）

万一、MPI により高リスク品目と判定された場合、現地での燻蒸処理費用やコンテナの滞留・保管料等の発生費用はすべて荷主様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

セイノーロジックス株式会社

C/S DEPARTMENT VOTAINER DIVISION EXPORT TEAM Tel:050-5784-5700

以上